

# 12月3日～12月9日は「障害者週間」です

## 「障害者週間」とは


この週間は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人ひとりが考える週間です。

## ◎心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは担当窓口へご相談ください。

**問合せ障害福祉課 ☎551・1742、FAX552・5150**

### 主な福祉施策

-  **医療・手当等**
- ◆自立支援医療  
更生医療・育成医療・精神通院医療

の3種類があり原則1割負担です。(所得により上限月額があります。生活保護の方の自己負担はありません。)

○更生医療  
身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成  
対象 18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

○育成医療  
手術等の治療にかかる医療費を助成  
対象 18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方(担当は子育て支援課子育て支援係 ☎551・1737)

○精神通院医療  
在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成(全額助成になる場合があります。)

対象 精神疾患を有し通院している方  
◆心身障害者(児)医療費助成  
対象 身体障害者手帳1級、2級(内部障

害は3級)または愛の手帳1、2度の方(所得制限、年齢制限等の給付条件により受給できない方もいます。)

◆心身障害者福祉手当  
対象 身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方(所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます。)

◆難病等医療費の助成  
対象 ①指定難病の方②都内に住所を有している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方④医療費助成の認定基準を満たした方  
※上記①②③④のいずれにも該当する方

◆小児慢性疾患医療費助成  
対象 18歳未満で、小児慢性の対象疾病に罹患している方(ただし、18歳以降も継続して更新手続を行なった場合、20歳まで延長可能。)

◆小児精神障害者入院医療費助成  
対象 精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の方

◆特別障害者手当  
対象 20歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方

◆障害児福祉手当  
対象 20歳未満で心身に著しい障害があり常時介護が必要と認められた方


◆東京都重度心身障害者手当  
対象 重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

◆特殊疾病患者福祉手当  
対象 東京都難病医療費受給者証を交付されている方等(心身障害者福祉手当を受給している方は除く)

【子育て支援課子育て支援係が窓口の手当】

◆児童育成手当(障害手当)  
対象 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方  
▽身体障害者手帳おおむね1・2級程度  
▽愛の手帳おおむね1～3度程度  
▽脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

◆特別児童扶養手当  
対象 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方  
▽身体障害者手帳おおむね1～3級程度  
▽愛の手帳おおむね1～3度程度  
▽日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

 **住宅費・交通費等の助成**

◆住宅設備の改善給付事業  
日常生活を容易にするため、浴室や便所等の住宅内を改善する事業

対象 原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が2級以上の方、及び補装具として車いすを購入した内部障害者

◆自動車改造費用助成事業  
就労等のために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成

対象 18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかる障害が1級・2級の重度身体障害者の方

◆心身障害者自動車運転教習助成事業  
運転免許取得に必要な経費の一部

## 福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度	申請先
身体障害者手帳(1級～6級)	障害福祉課障害福祉係
愛の手帳(1度～4度)	
精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)	
視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方	
知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方	
精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方	

## 高齢者介護予防教室

対象 65歳以上の高齢者で介護保険要介護認定の「要介護」「要支援」に該当しない方。(筋力向上トレーニングと介護予防フォローアップ事業は、医師から運動制限を受けていないことも条件に含みます。)

申込み 12月8日(木)～15日(木)の間に事前に電話で申し込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751へ。

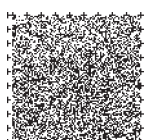
教室名	日時	場所
第4回筋力向上トレーニング教室	平成24年1月12日～3月の木曜日(全12回)午後2時～4時※費用無料	福祉センター
筋力向上トレーニング教室(接骨師会)	1週間に1回程度(全12回)でおおむね3か月間※費用無料	市と契約している接骨院
介護予防フォローアップ事業(接骨師会)	1週間に1回程度(全12回)でおおむね3か月間※費用無料	市と契約している接骨院
健口(けんこう)栄養教室	平成24年1月10日～3月の火曜日(全12回)午前10時30分～午後0時30分※調理実習の材料は実費	福祉センター

## 平成24年1月の女性悩みごと相談～羽村市との共同事業～

日時・場所 【福生市】11日(水)・25日(水)午前9時～午後1時・市役所1階第1相談室

【羽村市】4日(水)・18日(水)午後1時30分～4時30分・羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室  
※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申し込みできます。予約制で先着3人まで。

申込み 相談日の1か月前から福生市広報広聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111へ。



## 歳末たすけあい運動にご協力ください!

歳末たすけあい運動は、毎年12月に共同募金運動の一環として行なわれています。

この募金は、援助を必要としている世帯に対する援護事業をはじめとする、各種地域福祉活動に活用しております。

市民の皆さんのあたたかいご支援とご協力をお願いします。

期間 12月1日(木)～12月28日(水)  
問合せ 社会福祉協議会 ☎552・2121

## 「受験生チャレンジ支援貸付事業」のご案内

東京都は、学習塾などの費用や受験費用について貸付を行なっています。一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。

①学習塾等受講料貸付金  
対象 中学3年生・高校3年生ともに、200,000円(上限)

②受験料貸付金  
対象 【中学3年生】50,400円(上限)※1度の貸付で4回(校)分の受験料まで貸付可。1校あたりの受験料は上限23,000円までです。  
【高校3年生】105,000円(上限)※1度の貸付で3回(校・学部)分の受験料まで貸付可。1校あたりの受験料は上限35,000円までです。高校入学、大学入学に向けてそれぞれの該当年度で貸付要件に該当すれば借入申込みは可能です。

申込期限 平成24年2月中旬

利用できる方  
①世帯の生計中心者(20歳以上)であること  
②課税所得または総収入金額が一定基準以下であること(下表参照)

扶養人数	0人(单身)	1人	2人	3人
総収入(年間)	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下

③預貯金等資産の保有額が600万円以下であること  
④土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる場所の土地、建物は除く)  
⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること  
⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと  
※この他にも条件があります。相談窓口でご確認ください。

問合せ 社会福祉協議会 ☎552・2121(月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)

各種手当等振込みのお知らせ 特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月中ごろまでに振り込みます。問合せ 障害福祉課 ☎551・1742